

令和2年(ネ)第409号 南相馬市原発損害賠償請求控訴事件

一審原告 高田一男 外

一審被告 東京電力ホールディングス株式会社

準備書面 2

2022年1月19日

仙台高等裁判所 第2民事部 御中

一審原告ら訴訟代理人弁護士 広田 次 男

同 弁護士 大木 一 俊

同 弁護士 坂本 博 之

同 弁護士 深井 剛 志

外

第1 民法709条の適用について

1 原判決の判断

原判決は、①原賠法3条1項に基づく請求と不法行為に基づく請求を併存させると、原子力事業者が民法上の不法行為責任に関する規定に基づく請求に対して支払った損害賠償金について、原子力事業者から過失がある第三者への求償が可能となったり、損害賠償措置（原賠法6条から15条）や原子力損害賠償・廃炉等支援機構からの資金援助（原子力損害賠償・廃炉等支援機構法41条以下）の対象外と判断されたりする余地があるため、原子力事業の健全な発展という原賠法の目的を阻害するおそれがあるとする。

また、②原子力事業者に故意又は過失が認められる場合、原賠法3条1項に基づく請求によって認められる損害賠償額と民法上の不法行為に関する規定に基づく請求によって認められる損害賠償額は等価であるため、原賠法3条1項に基づく請求権と民法上の不法行為に関する規定に基づく請求権を併存させる必要性はないとする。

結果、原賠法3条1項が民法の不法行為責任に関する特則であって、同項が適用される場合には、民法上の不法行為責任の発生要件に関する規定は適用されないと判示した。

しかし、以下のとおり、原判決の原賠法等の理解は誤っており、また本件に民法709条を適用させる必要性を理解できていないといわざるを得ない。

2 原賠法等の他の法文の適用について

（1）判断理由①について

どちらの請求権に基づき損害賠償を請求するかは被害者の選択によるものであるが（それが請求権の競合の当然の帰結となる）、仮に一般不法行為法に基づき損害賠償請求を行ったとしても、原子力事業者には原賠法3条1項に基づく

損害賠償責任も発生しているのであるから、当該損害について、原子力事業者が軽過失しかない第三者に求償することは原賠法5条に基づき許されない。

また、損害賠償措置や原子力損害賠償・廃炉等支援機構からの資金援助の適用についても、被害者が一般不法行為法に基づき損害賠償請求をしても、原子力事業者に原賠法3条1項に基づく損害賠償責任が発生している以上、これらの規定の要件は当然に満たしており、適用されることは何ら問題がない。

したがって、原判決の上記①は理由がない。

そして、このように解することは、「原子力事業の健全な発達」「被害者の保護」という原賠法の目的、及びその目的に沿って責任集中を規定した原賠法4条1項及び5条の趣旨にも適合するのである。

(2) 判断理由②について

この点については、原賠法3条1項に基づく損害賠償請求権と一般不法行為法に基づく損害賠償請求権が請求権競合の関係にあることから誤りである。

すなわち、原判決も認定するとおり、原賠法3条1項に基づく損害賠償請求権と一般不法行為法に基づく損害賠償請求権は、特別法関係にあったり、法条競合の関係にあるものではなく、請求権が競合しているものにすぎない。

原子力事業者が原子炉の運転等による原子力損害について一般不法行為法に基づく過失責任を負う場合、当該原子力事業者は、これと併存して、原賠法3条1項に基づく無過失責任も当然に発生しているのである。

3 一般不法行為責任に対する他の法令について

最高裁判例は、生命又は身体以外の損害について一般不法行為に基づく損害賠償を認める必要があることを理由にして、一般不法行為法に基づく損害賠償請求を認めているわけではない。

現に、最判昭和43年9月27日民集22巻9号2020頁は「左大腿骨々

折、左手切創、頭部、右示指及び左下腿擦過傷等の傷害」の損害賠償が問題となつた事案、最判昭和昭和46年9月16日判時645号74頁は「骨盤骨折等の傷害」の損害賠償が問題となつた事案、最判昭和46年12月21日判時658号32頁は「頭部外傷二型左前額部割挫創左下腿肘部肩胛骨部打撲傷右手三、四指擦挫創」などの損害賠償が問題となつた事案であるが、いずれも一般不法行為法である民法715条の適用を認めている。

なお、独占禁止法においては、違反行為者の無過失責任を定める同法25条は適用される損害について限定していないが、一般不法行為法に基づく損害賠償請求が認められている（最判昭和47年11月16日民集26巻9号157頁）。

以上のように、最高裁が、一般不法行為法について請求権競合の関係にある法令がある場合についても一般不法行為法による請求を認めているのは、その「必要性」にあるのではない。

4 本件において一般不法行為責任を追及する一審原告らの固有の利益は尊重すべきであること

そもそも、本件において一審原告らは、一審被告の「責任」の所在を求めているのである。

つまり、過失責任があるからこそ賠償責任があるのでということを明らかにすることを求めている。

これは、「慰謝料」の価格に関連する過失の有無・程度という、損害論の問題ではない。

一審原告らが求めているのは責任発生原因としての過失の有無であり、次元の異なる問題である。

一審原告らが、原子力損害賠償紛争解決センター制度（原賠法に基づく制度）

である以上、一審被告の「過失」を議論する余地はない）によることなく、裁判所における民事訴訟という方法を選択した重要な動機は、ここにある。

5 小括

以上述べてきたことの結論としては、民法709条の適用を排除するという明文の規定も存在しないのに、私法上の大原則である一般不法行為法の適用を一切排除するという解釈は、解釈としても行き過ぎといわざるを得ない。

むしろ、本件のような原子力損害賠償請求の事案においても、原則どおり一般不法行為法の適用を肯定しながら、適宜、求償権の制限規定（原賠法5条）等の趣旨を準用しつつ、具体的妥当性を図る、こうした事案に即したより柔軟な解釈が強く求められるところである。

したがって、本件では、民法709条を適用し、故意又は過失の存在が正面から問われなければならない。

第2 長期評価は極めて信頼できること

1 長期評価についての一審原告らの控訴理由書における主張

一審原告らは、控訴理由書の第1章、第4、3（23～35頁）において、「三陸沖北部から房総沖の日本海溝寄りの領域において明治三陸地震と同程度の地震がどこでも発生する可能性がある」とする長期評価で示された見解につき、原判決が指摘した疑問点に対して、詳細な反論を行い、長期評価の上記見解は、「策定した主体、長期評価の見解が取りまとめられ、その公表に至った経緯、実際の検討過程等に鑑みると、単なる地震学者や民間団体の一見解などとは性質を異にする有力かつ重要な見解（知見）であり、一審被告は、この知見を取り入れた、地震対策、津波対策を実施することが法的義務として求められていたことは明らかである。」と主張した。

2 原判決の長期消化の見解の信頼性に対する疑問

原判決が長期評価の見解の信頼性に対して疑問を呈した点の一つに、佐竹教授が一審被告の担当者からの質問に対して、慶長三陸地震（1611）、延宝房総沖地震（1677）を津波地震とみなすことについて、反対意見を述べたことがある（226頁）。

しかし、佐竹教授も、これらの地震については、波源がはっきりしないため、結局、「海溝沿いのどこでも起こるかわからない」との長期評価の結論には与した（控訴理由書31頁）。

3 房総沖での新たな津波地震の発見

そして、2021（令和3）年9月3日、「三陸沖北部から房総沖の日本海溝寄りの領域において明治三陸地震と同程度の地震がどこでも発生する可能性がある」とする長期評価の見解が正しいことを示す発見があったことが報告された。

産業技術総合研究所などのチームが、800～1300年ころに房総半島沖でM8.5程度とみられる未知の巨大地震が起き、千葉県・九十九里浜地域が大津波に襲われた可能性を示す痕跡を確認したとの調査報告を、9月2日付けの英科学雑誌ネイチャージオサイエンス（電子版）で公表した（甲A282）。

1677年の延宝房総沖地震の前にも、800年～1300年に、房総半島沖でM8.5程度とみられる巨大地震が起き、千葉県・九十九里浜地域が大津波に襲われた可能性が示されたのである。

この調査報告によって、「三陸沖北部から房総沖の日本海溝寄りの領域において明治三陸地震と同程度の地震がどこでも発生する可能性がある」とする長期評価の見解の信頼性がさらに高まった。

4 まとめ

原発の津波に対する安全性については、1万年から10万年オーダーで考え

なければならないところ、このように、地震や津波についての科学的知見は日々更新されており、津波対策については、常に最新の科学的知見を取り入れることが求められることは、「災害が万が一にも起こらないようにするため」、「現在の科学技術に照らし」との伊方最高裁判決の判示からも明らかである。

地震や津波についての科学的知見は日々更新されていることは、プレートテクトニクス理論や貞觀津波について次々と新たな報告がなされるようになっていたことからも明らかで、原発の津波に対する安全性については、1万年から10万年オーダーで考えなければならないにも関わらず、過去100年のデータと海底地形のみの考慮しかしていない谷岡・佐竹論文を根拠に、長期評価の信頼性を論難することがいかに的外れかは、少し思考を巡らせばわかるはずであるが、残念ながら原判決はそのような思考を巡らすことはなかった。

控訴審においては、そのような誤りを犯すことなく、長期評価の見解は極めて信頼できるもので、一審被告にはこの知見を取り入れた地震対策、津波対策を実施することが法的義務として求められていたことを判示していただきたい。

第3 一審被告には原発を運転する資格がないこと

1 控訴理由書中で主張した一審被告には原発を運転する資格がない根拠

一審原告らは、控訴理由書の第5（一審被告の悪質性）、1（被告には本件事故の反省もなければ本件事故からの教訓もないこと）において、本件事故後、①福島第一原発の1号機と2号機の共用排気塔の根本部分でベント配管が途切れていて、水素爆発を招くおそれがあったことが判明したこと、②3号機の1階と5階に設置した地震計が使用できなくなっていたこと、③柏崎刈羽原発で2020年3月以降、複数の検査設備が故障し、代替措置も不十分な状態が複数の場所で30日以上続き、9月には社員による他人のIDを使った中央制御室への不正侵入が発生し、更田原子力委員会委員長が「東電には柏崎刈羽で燃

料を移動させる資格はない。」と発言したとの事実を上げて、一審被告には本件事故の反省もなければ、本件事故からの教訓を得ることもなかったことは明らかである旨主張した。

これは、一審被告には原発を運転する資格がないことを示すものである。

2 「IDカード不正使用及び核物質防護設備の機能の一部喪失に係わる改善報告書」

一審被告は、2021（令和3）年9月22日、前記1の③の不祥事について原因や再発をまとめた「IDカード不正使用及び核物質防護設備の機能の一部喪失に係わる改善報告書」（甲A1）を原子力規制委員会に提出し、都内で記者会見を開いてその概要を説明した（甲A283）。

これに対し、地元新潟県の花角英世知事は、「適正に施設を管理できていない。次々と（問題が）出てくると、適正に（原発を）運転する能力があるのかと思う。」と不信感をあらわにし、この報告書に対して、県独自の検証を進めることを明らかにした（甲A284の2）。

また、朝日新聞は同年10月3日の社説で、この報告書に対して、次のように述べている（甲A285）。

「報告書は、現場リスク認識や上層部の現場把握、組織として是正する力などの弱さを原因にあげた。職場内や組織間の意思疎通、上意下達・統制志向で言い出しにくい風通しの悪さ、『警備部門への尊重』の弱さといった点の改善が必要と分析。組織の見直しや安全文化浸透などの対策を示した。安全よりコスト削減を優先する姿勢も見え隠れする。リース契約だった浸入検知器は買い取りを進め、経費が削減された。古くなって故障が増え、しかも故障が数件発生してからまとめて復旧させるようになっていた。核セキュリティーは、核物質をテロから守る重要な対策で、おろそかにすることは許されない。不備があれば日本に対する国際社会の信頼も損なわれる。経営陣は、どれほど深刻に事態

を受け止めているのか。外部検証委員が行った社内アンケートでは、経営陣への厳しい記載が相次いだ。『経営層・管理層が核セキュリティーを理解していると思っていない』『経営層に安全優先を考えて相談に行っても、費用の高さ、仕事の遅さを怒られ、相談にも乗ってもらえない』『管理層の経営層に対する付度を強く感じる』などの指摘だ。・・・柏崎刈羽では7号機の安全対策の不備も次々に判明している。朝日新聞は社説で、東電に原発を運転する資格はないと指摘してきた。東電の経営陣は安全文化徹底はもちろん、自らの言動の現場への影響を自覚して意識改革することが必要だ。」

3 控訴理由書提出後に明らかになった一審被告には原発を運転する資格がない根拠

一審原告らが控訴理由書を提出後も、以下のとおり、次々と一審被告には原発を運転する資格がないことを示す事実が明らかになっている。

- (1) 福島第一原発の汚染水処理設備で排気フィルターが破損したのを公表せずに交換し、再発防止も講じなかつたこと

2021(令和3)年9月13日の原子力規制委員会の会合で、一審被告は、福島第一原発の汚染水を処理する多核種除去設備(ALPS)で、排気中の放射性物質を吸着するフィルターが25か所中24か所で破損していたこと、2年前の点検でも25か所すべてで破損が見つかっていたが、公表せずに部品を交換し、再発防止策も講じていなかつたことを明らかにした。原子力規制委員会は、2年前の破損の際に一審被告が原因究明や対策を怠つたことを問題視したのに対し、一審被告は「2年前に原因を究明して対応していれば起きなかつたので反省しないといけない。」と説明したことである(甲A286)。

- (2) 柏崎刈羽原発7号機で火災感知器約100台が不適正設置されていたこと

2021(令和3)年9月20日付け朝日新聞(甲A287)によると、一審被告の柏崎刈羽原発7号機で、施設内にある火災感知器約100台が、新規

制基準で定められた適正な位置に取り付けられていないことが関係者への取材でわかったとのことである。

(3) 柏崎刈羽原発 7 号機の 7 4 か所で配管の溶接不備が見つかり、1 2 2 0 か所をやり直すことを決めたこと

一審被告は、2 0 2 1 （令和 3 ）年 1 2 月 2 4 日、既に再稼働前の安全対策工事を終えたとした柏崎刈羽原発 7 号機で、7 4 か所で消化設備の配管の溶接に不備（溶接時に酸化防止のために配管内に入れることになっていたガスを注入しておらず、長時間使うと劣化が進み、安全性に問題が出る可能性がある。）が見つかり、この工事を行った下請業者が施工した 1 2 2 0 か所の工事を全てやり直すことにした。また、別の 3 社が溶接した 3 1 7 か所でも配管内の酸素濃度を管理していないなどの不備が見つかり、再工事を行うことである（甲 A 2 8 8）。

(4) 小括

以上のとおり、一審被告については、前記 2 の報告書の完成直前以降完成後も安全対策上の不備が次々と明らかになっており、花角英世新潟県知事や朝日新聞が指摘するように、一審被告に原発を運転する資格はないと断ぜざるをえないものである。

以上